

---

天然ガスパイプライン「ノードストリーム 2」と「トルコストリーム」に対する米国の制裁②

---

09 2020

メンバーの皆様へ

ロシアが関与する天然ガスパイプライン建設プロジェクト、「ノードストリーム 2」と「トルコストリーム」に関わる活動が、追加で米国制裁の対象になる旨、既に当クラブでは先月発行のサーキュラーL.357にて取り上げていますが、国際 P&I グループ(IG)にて共通のサーキュラーを今月発行していますので、改めて概要を報告させていただきます。

米国制裁の拡大により、上記 2 つのプロジェクトの建設に関わる船舶、またその船舶の保険者も直接的な制裁の対象となっています。この取り組みの中では、主に「米国への敵対者に対する制裁法(CAATSA)」と「欧州エネルギー安全保障法(PEESA)」の 2 つの法律に焦点が当てられています。

まず 1 つ目の「CAATSA」においては、「ノードストリーム 2」と「トルコストリーム」に関連して使用されるあらゆる種類の船舶の提供、または当該船舶へのサービス提供（例えば、管理、保険、港湾サービスなど）は、契約相手方の身元いかんに関わらず、米国以外の者であっても「CAATSA 第 232 条」に基づく制裁にさらされる可能性があります。したがって、同プロジェクトに関連して使用される船舶を所有または運航する者、あるいはこれらの船舶にサービスを提供する者は、その活動が同法第 232 条の制裁規定の対象となるかを検討すべきです。

次に 2 つ目の「PEESA」修正法案において、まだ現時点で米国議会に承認されてはませんが、制裁措置の義務化・強化が想定されていることから、「PEESA」の明確化をめぐる動向を注視することも重要になってきます。同修正法案は「PEESA」の適用範囲を拡大し、「パイプライン敷設活動」に携わる船舶も対象としています。パイプライン敷設活動は、「現場準備、溝堀り、測量、岩石の打設、並べる作業、曲げ、溶接、塗装、パイプの下降、埋戻し」などパイプライン敷設に関連する活動、と定義されています。また敷設活動に携わる船舶を売買、リース、提供した者、あるいは売買、リース、提供に関わった者をも制裁の対象としています。

詳細につきましては、以下原文をご参照ください。

<https://www.steamshipmutual.com/Downloads/Circulars-London/L.361.pdf>

スティームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド